

# 特許分類に関する国際的な動向

International trend of patent classification

特許庁 審査第一部調整課特許分類企画班長 **太田 良隆**

**PROFILE:** 平成 14 年特許庁入庁。自動車のサスペンション等の審査に従事。調整課審査企画室等を経て、平成 24 年 6 月より現職。

## 1 はじめに

特許分類に関して、以前から国際的な議論が交わされてきた。

IPC (国際特許分類 : International Patent Classification) については、IPC 加盟国間で議論が行われてきた。これらの議論を通じて、IPC は、2006 年にアドバンスレベルとコアレベルとに二層構造化され、2011 年には再びアドバンスレベルへと一本化された。

一方、JPO (Japan Patent Office : 日本国特許庁)、USPTO (United States Patent and Trademark Office : 米国特許商標庁)、EPO (European Patent Office : 欧州特許庁) の日米欧三極特許庁のような、世界の特許文献の内の多くを保有する特許庁間でも、特許分類についての議論がなされてきた。2000 年台前半から日米欧三極特許庁は、各庁の内部分類、すなわち、JPO の FI・F ターム、USPTO の USPC (United States Patent Classification system), EPO の ECLA・ICO (European CLAssification system, In Computer Only) を調和し、その調和された分類をもって IPC を詳細化する三極分類調和プロジェクトを実施してきた。近年では、三極特許庁から五大特許庁 (日米欧中韓の 5 つの特許庁、以下五庁と表記) に議論の場を拡大し、CHC (Common Hybrid Classification : 共通ハイブリッド分類) プロジェクトが実施されてきた。そして、2013 年 6 月に CHC に代わる枠組みとして GCI (Global Classification

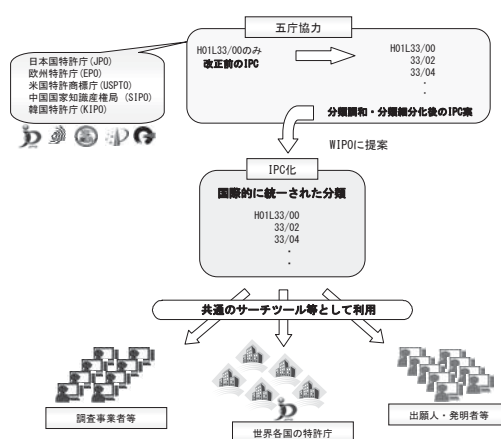
Initiative) を開始した。

2012 年夏頃までの動向については、過去の Japio YEAR BOOK にて紹介されているので<sup>1,2</sup>、本稿では、それ以降の特許分類に関する国際的な動向を紹介する。

## 2 CHC プロジェクトの終結

### 2.1 CHC プロジェクトの加速化再合意 (2012 年 6 月)

CHC プロジェクトとは、各庁の内部分類をベースに五庁間で議論を行った後、IPC を詳細化するよう改正するプロジェクトである (図 1 参照)。



【図 1 CHC プロジェクトのイメージ】

- 1 小原一郎, 「国際的な特許分類調和の動向と日本国特許庁の取り組み」, Japio YEAR BOOK 2011, p.90-93
- 2 南宏輔, 「五庁共通ハイブリッド分類 (CHC) プロジェクトの進捗と JPO の取組」, Japio YEAR BOOK 2012, p.84-87

2011年6月に東京で開催された五庁長官会合で、CHCプロジェクトの加速化が合意され、2011年秋に新たに11個の技術分野で具体的な分類改正プロジェクトが開始された。しかし、2012年になってから、EPOとUSPTOは、二庁間の共通分類であるCPC (Cooperative Patent Classification) の立ち上げにリソースを割くためCHCを実施しないとの態度を取るようになった(CPCについては4.も参照)。

このような中、2012年6月の五庁長官会合において、CHCプロジェクトの進め方について再度の議論がなされ、EPO及びUSPTOがCPCの運用を開始する2013年以降に、CHCプロジェクトを加速化させ、中国・韓国特許文献が急増している技術分野で優先的にIPC改正を行うことが合意された。

## 2.2 JPOからの分類改正提案(2012年12月)

「テーマ」(Fタームの範囲を規定する、FIで表される技術の範囲)の単位で考えれば、IPCには約2600の技術分野がある。JPOは、上記合意事項を考慮して、中国・韓国特許文献の急増により優先化してCHCプロジェクトを実施すべき技術分野が、全技術分野の5%に満たない120程度であると試算し、これらの技術分野においてCHCプロジェクトを実施すべく、半年ごとに三回に分けて約40分野ずつCHCプロジェクト提案を行うことを計画した(図2参照)。

2012.12	←	JP to post new 40 P proposals
2013.03	←	五庁分類作業部会 @USPTO
2013.05	←	JP to post new 40 P proposals
2013.09	←	五庁分類作業部会 @???
2013.11	←	JP to post new 40 P proposals
2014.03	←	五庁分類作業部会 @???

【図2 半年ごとのCHCプロジェクト提案計画】

分類改正提案を行うには改正分類表案を作成しなければならないが、JPOでは、審査官がこの作成作業のためにリソースを費やし、上記の技術分野においてFI・Fターム及びCPCを参照して改正分類表案を作成した。この作成作業を経て、2012年12月には三回のうちの第一弾として約40個の技術分野で改正分類表案を五庁に対して提案した。2011年秋から継続審議と

なっている提案を含めると、2012年12月の時点で、JPOから具体的な改正分類表案として五庁に対して提示されているのは、は計63個であった。

## 2.3 WIPOでの議論におけるIPC改正プロジェクトの立ち上げ(2013年2月)

WIPOは、IPC改正の原動力となることが期待されていたCHCプロジェクトが停滞し、今後五庁を起点としたIPC改正がなかなか進まないことを懸念していた。そこで、中国・韓国等の新興国の近年の特許文献数が多い技術分野を優先化してIPC改正を計画的に実施していくことを、WIPOが2012年11月に提案した<sup>3</sup>。

このWIPOからの提案は、2013年2月にWIPOで開催されたIPC同盟専門家委員会(CE: Committee of Experts)で議論された。その結果、WIPOは、統計データを基に、IPCの項目数に対し新興国の特許文献が多く蓄積されているためIPC改正が優先的に行われるべきと考えらえる技術分野を、IPC加盟国に定期的に提示することとなった<sup>4</sup>。

また、JPOからのCHC第一段提案は、WIPO及び五庁以外のIPC加盟国からIPC改正を活発化するための具体的提案として注目を集め、上記CHC第一弾提案の一部に基づいて6個の技術分野でIPC改正プロジェクトが立ち上げられた。更に、同委員会ではドイツからの提案に基づくIPC改正プロジェクトも2個立ち上がった<sup>5</sup>(表1参照)。

なお、同委員会は、改正IPC分類表を採択し、翌年1月に発効させるという役割を有している<sup>6</sup>。2013年の同委員会でも例年同様この採択が行われ、IPCの項目数(サブグループ数)は着実に増加している(図3参照)。

3 IPC電子フォーラム上のCE453プロジェクト <http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1565/CE453>

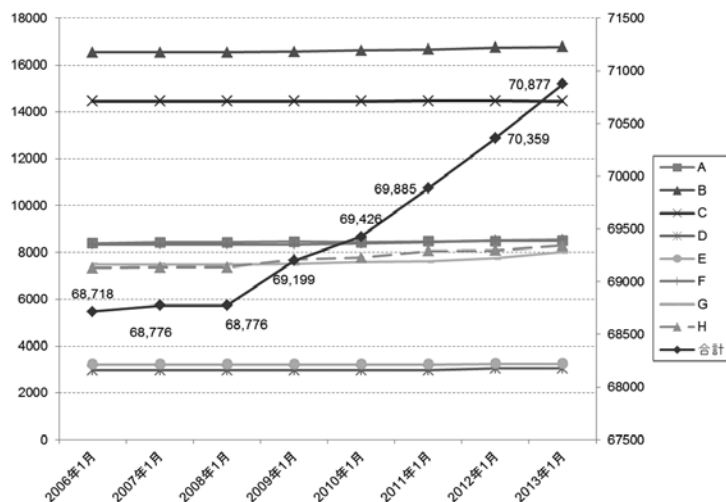
4 IPC電子フォーラム上のCE456プロジェクト <http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/project/1589/CE456>

5 各技術分野の改正の議論の詳細は、IPC電子フォーラム(<http://web2.wipo.int/ipc-ief/en/>)のC459～C466プロジェクトの項で閲覧できる。

6 今後はIPC同盟専門家委員会の監督下にあるIPCリビジョン作業部会に改正IPC分類表の採択権限が委譲されるため、採択は同作業部会が行うこととなる。

【表1 2013年のCEで開始されたIPC改正プロジェクト】

プロジェクト名	IPC	分野
C459	H02P9/00	発電機の制御
C460	H01L27/142,31/042	光起電力装置
C461	H04B3/46, 17/00-17/02	伝送の監視, 試験
C462	H04B1/38-1/58	伝送のための送受信機
C463	G02B1/10-1/12	光学要素の表面処理
C464	A23L1/27-1/308	食品の着色及び栄養改善
C465	A61K35/00	動物, 微生物物質含有医薬
C466	A61B19/00-19/12	手術, 診断のための補助具

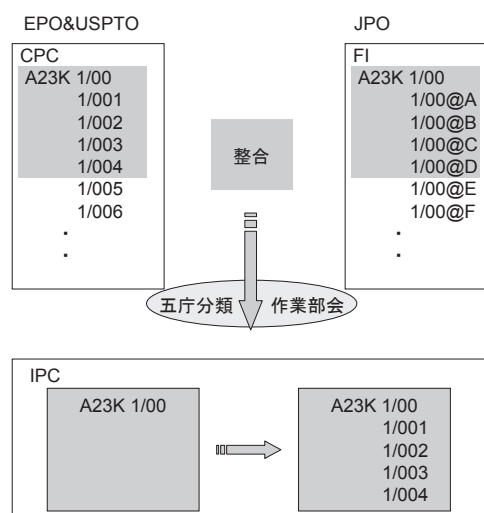


【図3 IPC項目数の変化】

## 2.4 CHCプロジェクトの停滞、そして終結 (2013年6月)

上記2.1で言及したように、CHCプロジェクトを加速化することは、五庁間での合意事項である。しかし、EPOは、今後もCPCの維持・改正のためにリソースを費やしたい・CHCプロジェクトのためにリソースを割かないとのコメントを、2012年の五庁長官会合におけるCHCプロジェクトの加速化合意後も行うようになった。このEPOのCHCプロジェクトに対する消極的な態度を考慮し、中韓もCHCを進めることに懐疑的になったのか、上記合意後、各技術分野における具体的なIPC改正分類表案を提案したのはJPOのみという有様であった。各庁の政治的な思惑が交錯し、CHCプロジェクトは完全に行き詰ってしまったのである。

このような状況を見かねたUSPTOは、EPOであってもIPC改正を五庁間で協働して取り組めるように、CHCプロジェクトに代わる五庁の新たな分類改正の枠組み(GCI: Global Classification Initiative)を構



【図4 整合している分類をIPC化するイメージ】

築することを、2013年1月に提案した。GCIの概要は以下のとおりである(図4参照)。

- ・整合しているCPC及びFI/FタームをIPC化する(CPC又はFI/Fターム改正の結果、整合する場合を含む)

・新規技術に対応した分類を協働して創り IPC 化する

USPTO は、この GCI においては EPO・USPTO が CPC を維持・管理しその CPC を IPC 化するという建前を取るため、EPO にとっても受け入れ可能なものであると考えたのだろう。一方、新規技術が出現した際に、各庁が当該技術に対応して内部分類の発展を優先させると内部分類はばらばらの状態になり、事後的に調和する必要性が生じるため、新規技術については、五庁の知見を共有しながら分類表を作成することが、結局は各庁の利益に資すると USPTO は考えたのであろう。

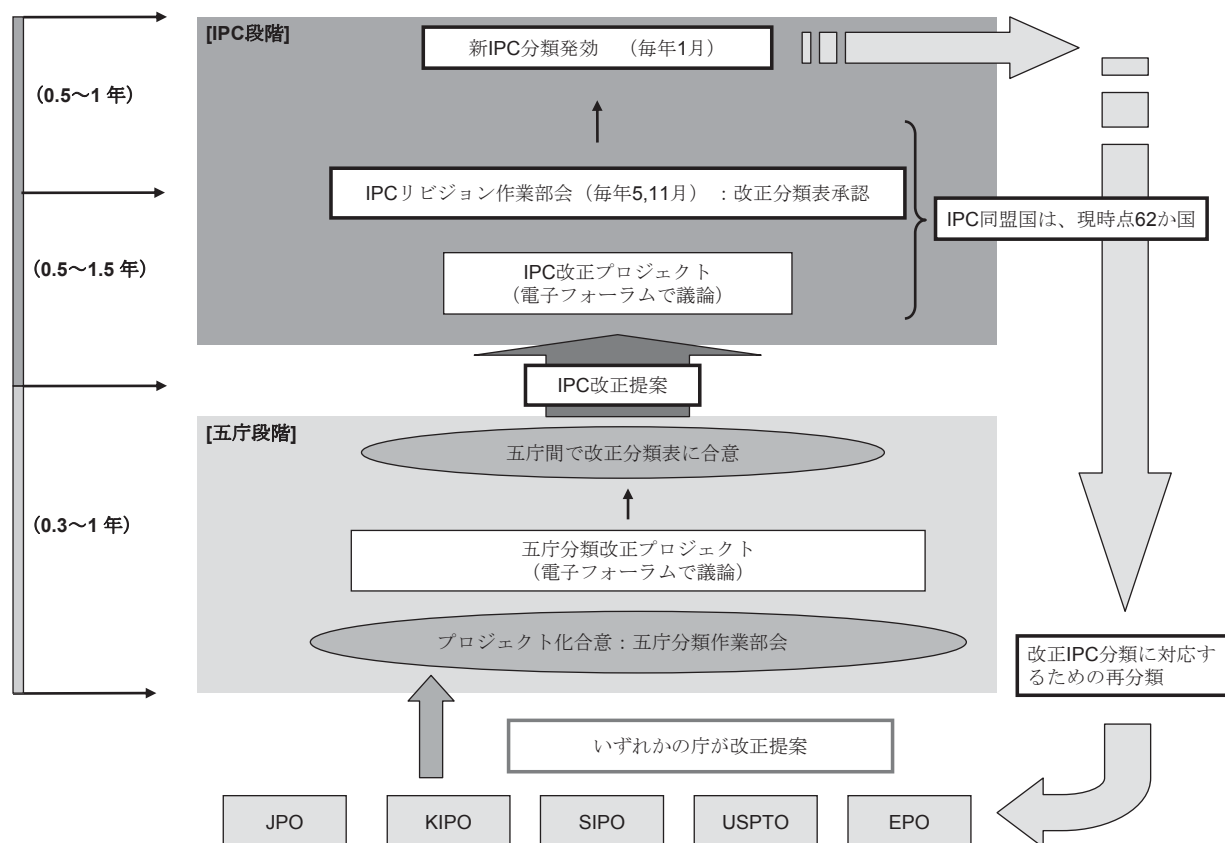
2013 年 6 月に開催された五庁長官会合では、この GCI について合意がなされた。そのため、CHC プロジェクトは終結し、今後、五庁は本枠組みに沿って具体的な分類改正プロジェクトを立ち上げて行くことになった。

### 3 GCI の取組開始

このようにして開始された GCI ではあるが、五庁間で改正分類表について議論・合意し、その分類表を WIPO へ IPC 改正のために提案するという手順の点で、従前の CHC プロジェクトと変わらない(図 5 参照)。

上記 2.2 で言及したように、JPO は IPC 改正が必要と考えられる技術分野において改正分類表案を作成してあるので、これを有効利用し、2013 年 6 月末に、GCI の手続きの下、35 の技術分野で五庁に対し IPC 改正を目指した分類改正提案を行った(表 2 参照)<sup>7</sup>。この提案は、2013 年 11 月に開催される五庁分類作業部会で、五庁の分類改正プロジェクトとして議論していくかを決定する予定である。

7 技術分野一覧は、五庁電子フォーラムにおいて (<http://web2.wipo.int/ip5ef/>)、閲覧できる。



【図 5 IPC 改正の手順】

【表2 JPO からの GCI 提案分野】

	IPC	分野
1	E01F9/00-11/00	道路標識, 道路標示
2	H02K11/00-11/04	電動機, 発電機と測定, 保護装置等との結合
3	F02M25/06-25/07	排気還流装置
4	B60J10/00-10/04	車両用シール装置
5	F16J15/32	弾性リップ型
6	B05B15/00-15/12	噴霧設備又は装置の細部及びその付属品
7	B65H75/00-75/32	長尺物の貯蔵
8	B60Q3/00-3/06	車両内部照明装置の配置, 取付, 支持, 回路
9	A23P1/00-1/16	食品の成形及び加工
10	G07D7/00-7/20	紙幣, 有価証券の検査
11	C03C25/00-25/70	ガラス繊維またはフィラメントの表面処理
12	C23C4/00-6/00	溶射または鋳込みによる被覆
13	B01D19/00-19/04	脱気, 消泡
14	C08G75/00-75/32, 79/00-79/14	硫黄, リン, 金属系主鎖ポリマー
15	D06L1/00-3/16	洗浄, 漂白
16	G06F12/08-12/12	階層構造のメモリシステム
17	H01F41/06	コイルの巻線方法及びその装置
18	G06N5/00-7/06	知識ベースシステム
19	H03B9/12-9/14	固体発振回路
20	G11B7/26	光記録担体の製造
21	A23K 1/00-3/04	飼料
22	G02B 5/30	偏光要素
23	B63B 35/00-35/85	船体構造, 海洋構造, 係船, 載荷, 補機
24	A61B 13/00-18/28	手術用機器
25	F24J 2/00-2/04, 2/34-2/40, 2/46-2/54	太陽熱集熱器
26	F21S 4/00	非携帯用の照明装置またはそのシステム
27	F21V 17/00-17/20	グローブ, 屈折器, 反射器等の固定
28	G06F 15/16-15/177	マルチプロセッサ
29	G06F 1/00-1/20	計算機
30	H04B 1/16	受信機の回路一般
31	A61B 6/00-6/14	放射線診断機器
32	G02F 1/13-1/141	液晶
33	G02F 1/15-1/19	エレクトロ, 電気泳動, 可変反射吸収素子
34	F21K	LED などを用いた電気ランプ
35	C01B 31/00-31/36	炭素, 炭素化合物

## 4 SIPO 及び KIPO による CPC 付与

一方で、上記 CHC や GCI 以外に大きな動きが最近あった。CPC に関するものである。

CPC は、EPO と USPTO が共同で管理している特許分類である。2010 年 10 月に、EPO の内部分類であった ECLA・ICO をベースとして CPC を共同で

作成することを発表して以来、準備を進め、2013 年 1 月に付与が開始された。EPO は従前より US 文献に ECLA・ICO の付与を行っていたため、EPO が使用する分類による US 文献へのアクセス性という点では、CPC 付与前後で違いはないが、USPC という IPC に準拠しない内部分類を使用していた USPTO が、IPC ベースの内部分類を使用するようになり、EPO 及び USPTO という大規模庁が使用する内部分類が共通化

したという点が、従前と異なっている。

また、EPO と USPTO のみではなく、ES、FI、SE、GB など従前より ECLA の付与を行っていた欧州諸国も、自国の特許文献に対して、CPC の付与を開始した。

そして、SIPO (State Intellectual Property Office : 中華人民共和国国家知識産権局) 及び KIPO (Korean Intellectual Property Office : 韓国特許庁) も、自国の特許文献に対して CPC 付与を行うことを、2013 年 6 月に公表した。具体的には、SIPO は、EPO との協力の下、2014 年に所定分野で CPC 付与を開始すること、及び、2016 年に全技術分野での CPC 付与開始を目指すことを、公表した。また、KIPO は、USPTO との協力の下、所定分野で CPC 付与を試行することを、公表した (開始時期については公表していない)。

今まで、日本の特許文献には FI・F タームが付与されており、欧米の特許文献には CPC が付与されているため、対象特許文献に応じて特許分類を使い分けなければならない場合があるものの、これらを利用することにより効率的な検索を行うことが可能であった。そのため、FI・F ターム又は CPC が付与されていない中国・韓国文献を如何に効率的に検索するかが世界的な課題であったのだが、SIPO 及び KIPO による CPC 付与は、近い将来においてこの課題を解決しているかもしれない。

読んでいただけたら幸いである。

なお、本稿は、著者の私見に基づくものであり、特許庁としての意見・見解を表明するものではない点にご留意願いたい。

## 5 おわりに

2012 年の 6 月に CHC プロジェクトの加速化を五庁が再合意してから、WIPO での IPC 改正の方向性に関する議論、CHC プロジェクトの終結、GCI の開始、EPO・USPTO による CPC 付与の開始、SIPO・KIPO による CPC 付与開始の公表と、この一年でいくつかの大きな動きがあった。

特許分類の枠組みが国際的に大きな変動の時期にあることは間違いなく、ひょっとすると、次の一年の間も様々なことが起こるかもしれない。そのため、来年、再び、Japio YEAR BOOK に (場合によっては著者の後任が) 寄稿させていただくかもしれないが、その際は、拙稿を

